

名主役料からみた江戸の地域構造

加 藤 貴

はじめに

江戸の名主は名主役専業で、御用達町人以外
は他の商工業を兼業することはできなかった。
そのため、名主は支配町々から徴収する役料を
主な収入としていた。役料は、町々の地主がそ
の所持家屋敷の規模（小間高¹⁾）に応じて差出す
町入用の中から支払われていた。こうした名主
役専業という江戸の名主のあり方は、江戸固有
のものであって、他の近世諸都市ではみることが
できない。

役料は、名主が町方支配の末端として幕府の
御用をはたしていたが故に、支配町²⁾から徴収す
ることを認められていたのである。しかし、名
主が町支配役としての権威を幕府から保障され
ていたとしても、実質的には、役料を差出す町
町の地主たちによって支えられていたとみるこ
ともできよう。要するに、名主役料を検討して
いくことは、名主の経済状況を知る上で重要で
あるとともに、江戸の各地域で役料を差出した
地主たちの経済力（町の経済力）を考える上で
も重要である。本稿では特に後者に重点をおい
て検討していくことにしたい。

従来の江戸研究において、江戸の地域構造³⁾
については、次のような指摘がなされてきている。
松本四郎氏は、町の成立過程を考慮しつつ、住
民諸階層の存在形態の特質に注目し、江戸の地
域構造として、(1)富裕な大商人とそれに経済的
に包摂される奉公人・出入層・店借層の存在す
る日本橋・京橋・神田地域、(2)幕府権力と大商
人によって計画的に造成され、日本橋等の地域
と本来的に結びつき、都市の中心的機能の一部
を受けもち、富裕な大商人と都市下層民が存在
する本所・深川地域、(3)零細な小地主と下層の

店借雑業層が存在し、日本橋・京橋・神田の周
辺部に展開する芝・麻布・赤坂・四谷・小石川・
本郷・外神田・下谷・浅草の地域があることを
指摘し、幕末期における各地域内部における住
民諸階層間の矛盾のあり方を検討している。ま
た、竹内誠氏は、地域性の規定性にもとづく住
民意識の形成に着目し、下町・山の手・深川と
いう地域設定のもとに、各地域における住民意
識の特質を検討している。両氏の研究では、江
戸の地域構造の時期的変容をみていく視点が全
くないわけではないが、特に、幕末期における
社会的経済的変動の中で、江戸の地域構造全体、
あるいは地域内部の構造的変容については検討
がなされていない。

そこで本稿では、名主役料を素材として、江
戸町方の地域構造について再検討し、特に従来
未検討であった各地域内部の構造的変容の過程
——変容がみられるのか、みられないのかを含
めて——に注目して、江戸の地域構造解明に向
けての一視点を提示していきたい。

I 役料書上

名主役料については、個々の名主の役料高を
断片的に知りうる史料⁴⁾もあるが、本稿では江戸
におけるすべての名主の役料高を、ある時点で
まとめて書上げたものを取りあげることとする。
なお、本稿ではこのような史料を「役料書上」
と呼ぶことにする。

役料書上は、町入用書上の中にも含まれるこ
ともあったが、幕府の要請に基づき名主たちの手
によって作成され、提出されたものと考えられ
る。役料書上の目的は、町会所金の名主への貸
付高が名主役料5カ年分の3分の1を目安とし
ており⁵⁾、名主への貸付高の基準を把握するとこ

ろにあり、そのため役料書上を町会所に提出させたものと考えられる。役料書上が行なわれた年次として、文化7年(1810)、同12年が確認できる⁶⁾。また、町法改正にともない寛政3年(1791)に、地代店賃引下げに關係して天保12年(1841)に、町兵設置に關連して慶応3年(1867)に、町入用書上が行なわれたが、この時にも役料書上が提出されたと思われる。しかし、上記のすべての年次にわたって役料書上が現存しているわけではない。また、原本にあたるものは1部のみしか現存せず、他は名主などの手元に残された写しや、控の形で伝存されたものである。

さて、名主は定式役料以外にも、筆墨料・手代給・定使給・使番銭・歳暮・助金等の名目で支配町々から徴収していた。また、町によっては金・銀・銭の3通りで徴収していた。役料書上の記載様式は、基本的には名主番組順に名主名と名主毎の役料高が記載されている点で一致しているが、詳しくみていくと次の形式があった。

A型：支配町別に、徴収した名目毎に金額をあげ、中には金・銀・銭それぞれの集計額をあげるものもあるが、最後に金に換算した合計額を記すもの。

B型：名主個々の徴収した役料高を金に換算した合計額のみを記すもの。

A B型：A型とB型の中間形態で、名主の支配町数、徴収名目をあげ、金・銀・銭それぞれの集計額のみを記し、金に換算した額は記していないもの。

次に、現存する役料書上についてみていくことにするが、内容の年代推定にあたっては、名主名・支配町名を手がかりとして、「江戸町鑑」⁹⁾と比較していくことにした。

役料書上1：「町々名主共役料其外小間割を以受取候金錢高写」¹⁰⁾(A B型)。表紙に「文化十二年三月調」⁽¹⁸¹⁵⁾とある。2、3の名主については、名主名・役料高からすると文化12年以降文政期頃までの記事が混入している。これは、この書上には弘化頃の名主名が並記され

ているので、この頃の写しと考えられる。そして、写本時に2、3の名主については訂正されたものが写されたと思われる。しかし、全体的にみて、名主名や断片的に知りうる役料高からいって、文化12年の役料書上と理解してもさしつかえはなからう。

役料書上2：「名主役料」(仮題、B型)。文政初年の書上の写しに、天保12年(1841)頃までの移動を注記したものである。この書上は町会所の手控と考えられ、役料高に並記して町会所金の名主への貸付限度額が掲載されている。

役料書上3：「市中名主役料附」(A型)。内容からすると、天保13~15年(1842~44)頃のものと考えられる。慶応2年(1866)時点での名主名を朱記しているの、この頃の写しと考えられる。また、筆者である常盤町武田万叟¹²⁾については不明である。

役料書上4：「名主役料高」(A型)。奥書には文化12年とあるが、内容からすると、天保13~15年頃のものに、安政頃に至るまでの移動を注記したものである。

役料書上5：「江戸中名主町銘覚帳」¹⁴⁾(A型)。表紙に「安政六年未十二月吉日」⁽¹⁸⁵⁹⁾とあるが、これは筆写年次のことであって、内容は天保15年頃のものと考えられる。また、「此主慶次郎」とあるが、この人物については不明である。なお、本書の記載様式からいうと、町名についての異名・俗称や名主支配関係の移動が朱記されており、「江戸町鑑」に役料高を書入れた形になっている。

役料書上3~5は、記載内容のうちで最も古い記事(名主名・支配町名・役料高)をもつ順に配列したが、3つの書上の中で、内容の一部にこの配列では時期的に前後してしまう記事もみられる。このような内容上の混乱は写本時に生じたと思われる。いずれにしても、部分的に訂正を加えたものの写本なので、この3つの書上について年次を特定することは困難で、史料として取り扱う上で注意を要することを付け加えておく。

役料書上6：「町々役料高書上」¹⁵⁾(A型)。奥

書に「弘化二巳年五月改正 米良」とあり、内容的にみてほぼこの年次でよい。また「米良」とあるのは、10番組名主米良太郎(筆作者)のことであろう。写本で伝わる中で最も良質の役料書上と考えられる。

役料書上7：「名主役料」(仮題，A型)。奥書に「嘉永二酉年四月入狂取調」とあり、内容的にみてほぼこの年次でよい。

役料書上8：「名主役料附」(B型)。本書のみ役料高の多いものから少ないものへの順に記載されている。名主名からすると嘉永6年(1853)頃のものと考えられる。

役料書上9「名主役料」(仮題，B型)。内容からみると安政6～文久1年(1859～61)頃のものに、慶応期に至る移動を注記したものである。

役料書上10：「名主役料書上」(B型)。名主名・役料高が、次の役料書上11とほぼ同様なので、慶応3年(1867)のものと考えられる。なお、本書には16番組の役料書上が欠落している。

役料書上11：「名主役料書上」(A型)。本書のみが役料書上の原本にあたるもので、名主番組毎に書上げられたものを、2分冊にまとめたものである。書上の年次については、「卯十・十一月」とある。また、「講武所」(安政1年<1854>に校武場という名称で創置され、同3年講武所と名称変更した)²¹⁾、「町年寄樽俊之助」

(万延1年(1860)に町年寄就任)²²⁾の記事がみられ、また、内容からみて卯年は慶応3年のことと考えられる。なお、本書には16番組の役料書上が欠落している。

さて、次に名主役料の地域性とその時期的推移をみていくことにするが、その際、上記の役料書上のうちで、個々の町の役料高の推移を把握できるA型の役料書上をとりあげることしたい。特にA型の中でも、役料書上3～5・7は役料書上6と若干の異同があるものの、ほぼ同様の内容で、時期の隔たりもあまりないので、以下の検討にあたっては、現存する中で最も古い役料書上1(A・B型)を含めて、役料書上1・6・11をとりあげ、その他は参考程度にとどめ

た。

また、役料書上3・5～7・11には金・銀・銭の換算レートとして、金1両＝銀60匁＝銭5貫560文をあげており、これが役料書上の基本的換算レートになっていた。これは寛政4年(1792)に七分積金の銭相場を5貫550文としたものを修正・継承されたものと考えられ、役料書上11にも「寛政度之相場」とある。本来であれば、時の相場を考慮して換算レートを設定すべきであろうが、本稿では一応役料書上の基準レートであった、金1両＝銀60匁＝銭5貫560文によることにした。なお、役料書上に記載された金額は、1カ年分の役料高である。

なお、名主は支配する町々のすべてから役料を徴収していたわけではなかった。役料書上3～7・11と当該時期の「江戸町鑑」を比較してみると、上納地・拝領町屋敷・拝借地・門前町屋等の中には、役料等を全く差出さないところもあった。ただ上納地については、浅草福井町1～3丁目の例をみると、支配名主3名に、それぞれ100坪の役地が与えられ、そこからの地代を収入とすることができた。また、役料書上11には、12番組名主片岡仁左衛門支配の神田仲町1丁目

で「役料地地代上り高」が計上されている。さらに、役料書上11で、12番組名主片岡仁左衛門支配の神田花房町では、金18両2分、銀1匁のうち、金3両が「町年寄樽俊之助方御下ケ渡し相成」っていた。また、村田佐兵衛・池谷権兵衛支配の新両替町1～3丁目・三拾間堀1～3丁目の場合、寛政12年(1800)銀座移転以前は、役料として銀50枚が銀座から支払われており、町としては歳暮金27両、銀10匁7分余を差出していた。このようなことは、名主役料が、必ずしも小間高に応じて差出される町入用の中からのみ徴収されていたのではないことを示している。

以上のような事例は全体からみればごくわずかではあるが、個々の町の成立の事情と関連していると思われ、興味深い事例である。

II 名主役料の地域性と時期的推移

江戸町方は、場所柄によって上・中・下の3地域に分けることができる。この地域区分は、享保7年(1722)公役銀納化にともなって設定されたものである。この地域区分によると、上の地域は、日本橋辺・飯田町・麴町・市ヶ谷田町辺・中橋辺・湯島大通り・本郷大通り・京橋辺・芝口橋辺・神田辺、中の地域は、浅草辺・芝金杉辺・西久保葺手町辺・芝松本町辺・赤坂辺・八丁堀辺・両国橋内近辺・筋違橋外近辺、下の地域は、深川辺・本所辺・小日向辺・関口辺・小石川辺・金杉辺・菊坂辺・駒込辺・下谷辺・巢鴨辺・谷中辺・青山辺・牛込辺・麻布辺・

四谷辺・その他の場末である。²⁶⁾

また、小間当り町入用額の大小によって上・中・下の区分をした文政9年(1826)の記録には、次のようにある。上の地域は、筋違御門内より両国橋・霊岸島辺・日本橋より芝将監橋辺迄(名主番組1・2・4・5・6・7・8・11)、中の地域は、筋違御門外より本郷・浅草辺・深川辺・麴町辺・芝田町辺・吉原町(名主番組3・9・12・15・17・吉原)、下の地域は、麻布・渋谷・南品川・牛込・小石川・駒込・谷中・下谷・本所辺・浅草阿部川町辺(名主番組10・13・14・16・18・19・20・21・品川)である(図1

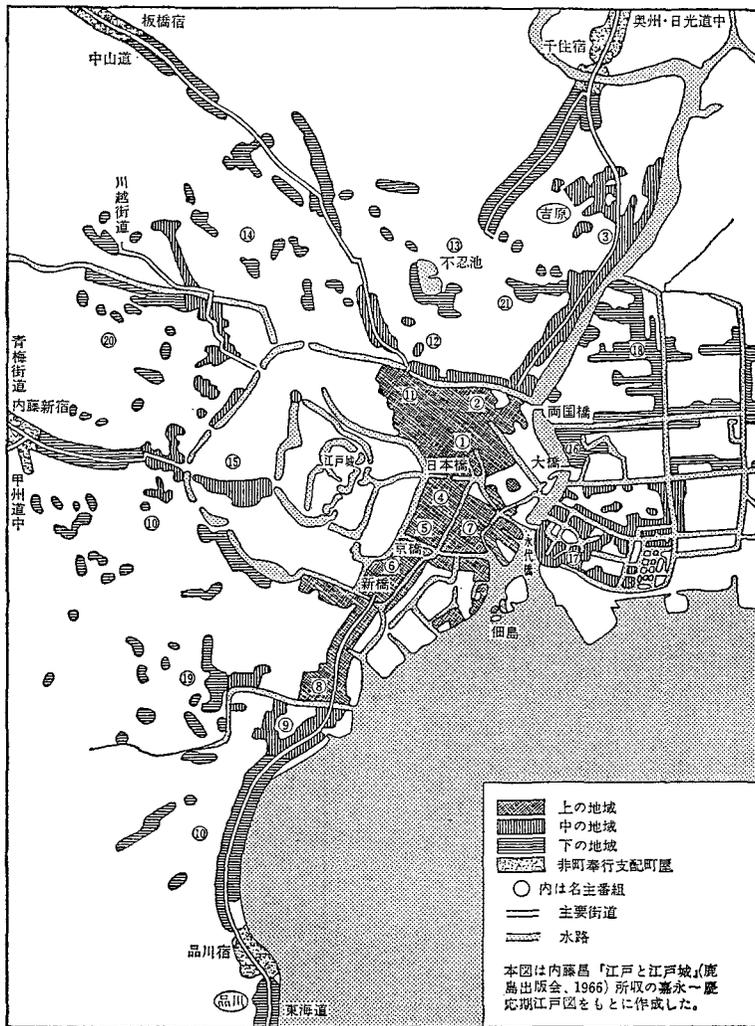


図1 文政頃の場所柄別名主番組

表1 嘉永6年の場所柄による地主の存在状況

場所柄	地主 名 番 組	町数 (a)	小 間 高 (b)	沽 券 金 高 (c)	一町当り	一小間当り	地主数 (d)	〔内居付 地主数 (e)〕	居付地 主 率 (e/d×100)	地 域	
					平均小間 高(b/a)	平均沽券金 高(c/b)					人
上	1	83	7,125.063	1,181,227.500	85.844	165.785	764	〔 100〕	13.1	本町・大伝馬町辺	
	2	89	6,918.186	734,751.750	77.732	106.206	767	〔 99〕	12.9	横山町・小伝馬町辺	
	4	45	3,262.000	420,821.500	72.489	129.007	346	〔 34〕	9.8	通町辺	
	5	40	2,907.883	281,555.625	72.697	96.825	339	〔 47〕	13.9	南伝馬町辺	
	6	60	4,423.005	421,576.250	73.717	95.314	489	〔 82〕	16.8	木挽町・新両替町辺	
	7	62	2,636.587	395,952.000	42.526	150.176	504	〔 104〕	20.6	八丁堀・靈岸島・佃島辺	
	8	60	5,436.012	372,235.750	90.600	68.475	534	〔 133〕	24.9	芝口辺	
	11	55	4,216.934	342,221.500	76.672	81.154	578	〔 69〕	11.9	内神田辺	
	小計	494	36,925.670	4,150,341.125	74.748	112.397	4,321	〔 668〕	15.5		
	中	3	97	10,663.183	569,305.000	109.930	53.390	962	〔 328〕	34.1	浅草辺
		9	116	11,395.167	246,889.250	98.234	21.666	1,180	〔 496〕	42.0	芝金杉・三田・飯倉・麻布辺
12		59	5,048.507	229,617.500	85.568	45.482	322	〔 79〕	24.5	外神田・本郷辺	
15		160	12,909.500	464,232.500	80.684	35.961	1,196	〔 448〕	37.5	小日向・牛込・市谷四谷・赤坂・鮫ヶ橋・麴町辺	
17		107	14,751.000	503,764.000	137.860	34.151	1,064	〔 210〕	19.7	深川辺	
吉原		7	1,104.340	150,330.000	157.763	136.127	155	〔 53〕	34.2	新吉原	
小計	546	55,871.697	2,164,138.250	102.329	38.734	4,879	〔1,614〕	33.1			
下	10	61	7,220.368	76,858.250	118.367	10.645	790	〔 402〕	50.9	高輪・麻布・渋谷・青山辺	
	13	95	10,468.500	203,477.250	110.195	19.437	762	〔 211〕	27.7	湯島・下谷・池之端・上野辺	
	14	136	11,870.943	114,342.500	87.286	9.632	1,445	〔 473〕	32.7	小石川・駒込・巣鴨・谷中辺	
	16	67	3,496.000	75,128.000	52.179	21.490	174	〔 59〕	33.9	南本所辺	
	18	58	7,618.667	144,821.000	131.356	19.009	545	〔 186〕	34.1	北本所辺	
	19	22	2,663.667	4,790.750	121.076	1.799	103	〔 81〕	78.6	芝二本榎・下高輪辺	
	20	72	5,527.333	44,135.750	76.769	7.985	608	〔 383〕	63.0	牛込・高田・四谷・千駄ヶ谷・雑司ヶ谷辺	
	21	68	2,514.833	4,701.000	36.983	1.869	34	〔 12〕	35.3	浅草阿部川町辺	
	品川	18	1,278.000	12,115.000	71.000	9.480	161	〔 105〕	65.2	南品川	
小計	597	52,658.312	680,369.500	88.205	12.920	4,622	〔1,912〕	41.4			
総計	1,637	145,455.679	6,994,849.625	88.855	48.089	13,822	〔4,194〕	30.3			

「撰要永久録」(『東京市史稿』市街篇・第43,351~355頁)による。小間高は間で統一し、沽券金高は端銀を切り捨て両に統一して記載した。なお、沽券金の総計は計算上6,994,848.75両となるが、ここでは「撰要永久録」の数値をそのまま記載しておいた。また、金計算の都合上小数点第四位以下を四捨五入(居付地主率のみ小数点第二位以下を四捨五入)したため、各項記載の数値の合計と小計・総計欄記載の数値との間に若干の誤差が生じている場合もある。

参照)。

享保7年の区分と文政9年の区分では異同がみられる。これを、享保7年以降の各地域の経済的変動を踏まえて再編成したものが、文政9年の区分であると考えられるのか、または、公役銀上納の基準としてはそのまま幕末まで享保7年の区分が維持され、文政9年の区分は公役銀上納基準とは別に、小間当り町入用額の大小によって新たに設定された区分と考えるべきであろうか。現在のところこの点について明らかにしえないが、とりあえず本稿では、名主役料の検討を行う関係上、小間当り町入用額の大小によって設定された、文政9年の区分に従うことにする。なお、上・中・下の江戸町方区分は、幕府によって設定された地域区分であることを確認しておきたい。

さて、文政9年の区分によると、図1に示し

たように、上の地域は日本橋・京橋・内神田を中心とする、江戸町方の中核地域である。中の地域は、上の地域に接続して主要街道沿いに展開する地域と、深川・新吉原を含むいわば中間地帯である。下の地域は中の地域のさらに周辺に展開する、いわゆる場末の町々である。この地域区分に従って、嘉永6年(1853)の書上²⁸⁾にある、名主番組毎の町数・小間高・沽券金高・地主数を整理したのが表1である。

各地域の町の規模(1町当り平均小間高)は、中・下・上の順で、必ずしも場所柄にはよっていない。しかし、地主(町)の経済力を反映すると思われる1小間当り平均沽券金高は、中の地域は上の地域の3分の1、下の地域は中の地域の3分の1程で、場所柄によって大きな隔たりがあった。さらに地主の居付地主率は場所柄が悪くなるに従い高くなっており、上の地域で

表2-a 文化12年の各名主の役料高の場所柄別分布状況

場所柄	名主番組	~150	~100	~90	~80	~70	~60	~50	~40	~30	~20	~15	~10	~5	~0	計
上	1	4	1	1	1	2	1	2			1	1				14
	2		4	1	1	1	4	2	1							13
	4	2		1	1			1	1		1	1				8
	5			2	1	3	2	1	2							9
	6		1		2	2	2	1	2	1						8
	7		2		2	2	1	3	2	1						11
	8		1		2	2	1	2	4	3	1	1				14
11				2			3	2	1						10	
小計		6	9	5	12	8	11	13	11	6	3	3				87
中	3					2	1	3	3		6	1	2	1		19
	9		1				1	3	2		2					13
	12		1			2	1			4	2					8
	15	1		1		2	3	1		2	1	1	2			20
	17		3		1			4	1	2	1	1	1		1	14
吉原						1	2								4	
小計		1	5	1	1	6	7	13	5	17	12	3	5	1	1	78
下	10							2		2	2	2	3	1	1	13
	13						3	1	1	3	1	5	2			16
	14							2	4	3	6	8				23
	16							1	1	2	1	1				7
	18					1	2					1	1	3		7
	19										1	1	1	1		3
	20									1	2	1	3	5		12
21									1		1		1		2	
品川												1	1		2	
小計						4	8	6	12	12	11	20	11	1		85
総計		7	14	6	13	14	22	34	22	35	27	17	25	12	2	250

役料書上1による。

表2-b 文化12年の場所柄別名主役料高の状況

場所柄	名主番組	名主数 (a)	支配箇所数 (b)	役料高 (c)	名主1人当り 平均役料高 (c/a)	1カ所平均 役料高 (c/b)	名主1人当り平 均支配箇所数 (b/a)
上	1	14	88	1,389.243	99.232	15.787	6.3
	2	13	94	1,070.752	82.366	11.391	7.2
	4	8	44	676.811	84.601	15.382	5.5
	5	9	47	573.771	63.752	12.208	5.2
	6	8	54	612.065	76.508	11.335	6.8
	7	11	61	849.019	77.184	13.392	5.5
	8	14	56	685.601	48.972	12.243	4.0
	11	10	56	667.838	66.784	11.926	5.6
	小計	87	500	6,525.100	75.001	13.050	5.7
中	3	19	80	712.569	37.504	8.907	4.2
	9	13	120	637.202	49.016	5.310	9.2
	12	8	52	445.328	55.666	8.564	6.5
	15	20	149	1,029.332	51.467	6.908	7.5
	17	14	100	744.449	53.175	7.444	7.1
	吉原	4	7	259.750	64.938	37.107	1.8
	小計	78	508	3,828.630	49.085	7.537	6.5
下	10	13	62	305.255	23.481	4.923	4.8
	13	16	82	516.072	32.255	6.294	5.1
	14	23	133	620.264	26.968	4.664	5.8
	16	7	66	228.050	32.579	3.455	9.4
	18	7	52	209.875	29.982	4.036	7.4
	19	3	16	38.007	12.669	2.375	5.3
	20	12	67	170.220	14.185	2.541	5.6
	21	2	41	56.123	28.062	1.369	20.5
	品川	2	3	20.172	10.086	6.724	1.5
	小計	85	522	2,164.038	25.459	4.146	6.1
総計		250	1530	12,517.768	50.071	8.182	6.1

役料書上1による。

は、地主は居屋敷以外にも数多くの家屋敷を所持していたのに対し、下の地域では地主は居屋敷のみか、あるいはその他に1, 2カ所の家屋敷しか所持できなかったものと思われる。

以上の江戸町方各地域の特色を整理しておくと、次の通りである。上の地域つまり江戸町方の中枢地域においては、居屋敷以外にも数多くの家屋敷を所持し、高い経済力をもつ地主(町)が存在していた。これに対し、下の地域つまり場末の地域においては、居屋敷のみか、その他に1, 2カ所しか家屋敷を所持できない零細な地主(町)が存在していた。そして、中の地域は、まさに中間地帯としての特色を示していた。こうした江戸町方各地域の経済的格差が、それぞれの地域の名主が徴収した役料高にも反映されていた。

役料書上1・6・11を場所柄別・名主番組毎に整理したのが表2-a・b、表3-a・b、表4-a・bである。

まず、文化12年(1815)の名主役料の状況を表2-a・bからみていくと次の通りである。表2-aからは、場所柄が良いほど高額役料の名主がより多く、反対に場所柄が悪くなるほど低額役料の名主がより多く存在していたことがわかる。また、表2-bからは、名主1人当り平均支配町数は場所柄によってあまり差異をみいだせないが、名主1人当り平均役料高は場所柄によって格差のあったことがわかる。これは名主が個々の町から徴収した役料高(1カ所当り平均役料高)の格差によるものであり、特に場末の町々においては、低額の役料しか出すことのできない零細な町々が多く存在していたこ

表3-a 弘化2年の各名主の役料高の場所柄別分布状況

場所柄	名主組番	~150両	~100	~90	~80	~70	~60	~50	~40	~30	~20	~15	~10	~5	~0	計
上	1	4	1	1	1	2	1	1	1			1				13
	2		3		2	2	3	1	1							13
	4	2		1	1			1	1		1	1				8
	5				1											8
	6		3		1	3	2	1		1			1			9
	7		2			2	2	1	3	1						11
	8					2	2	2	2	4	3	1	1			14
11		1			2	1	3	2	1	1					10	
	小計	6	10	5	11	11	10	11	11	5	2	3	1			86
中	3		1		1		2	2	3	1	7		2			19
	9		1				2	2	2	3	1		1			13
	12		1		1	2		1	1	1	1				1	7
	15	1		1	1	1	3	1		7	2	2	1			20
	17		3		1	1	1	2	3		2	1			1	14
吉原				1		2	1								4	
	小計	1	6	1	5	3	10	9	8	12	13	3	4		2	77
下	10						1		2	1	1	2	3	2	1	13
	13						3		1	4	2	2	2			15
	14							1	5	4	5	4	4			20
	16							2	1	1	1	1	1			6
	18				1			2			1			1		5
	19											1	1	1		3
	20									1	2	1	3	5		12
21										2	2	1	1	1	4	
品川												1	1		2	
	小計				1	4	7	9	11	14	6	16	11	1		80
							(5)	(8)	(10)	(13)		(15)				(74)
総計		7	16	6	16	15	24	27	28	28	29	12	21	11	3	243
								(25)	(27)	(27)	(28)		(20)			(237)

役料書上6による。なお、()内は16番組を除いた数である。

とがわかる。

要するに、江戸町方の中核地域においては、高い経済力をもつ地主たちに支えられて、名主は高額の役料を徴収することができた。これに対して、場末の地域では、零細な地主たちは低額の役料しか出せず、名主は中核地域に比べてごく少額の役料しか徴収できなかったといえる。

次に、上記の文化12年の名主役料の状況を前提として、文化12年から弘化2年(1845)をへて慶応3年(1867)に至る名主役料の推移を、表2-a・b、表3-a・b、表4-a・bからみていくことにする。

表2~表4を通観する限りにおいては、中・下の地域において役料高の増額傾向がみられるものの、全体としては、上・中・下の序列が逆転するほど中・下の地域において増額がみられ

たわけではないことを、まず確認しておきたい。

文化12年から弘化2年に至る名主役料の推移を、表2-a・b、表3-a・bの比較によってみていくことにする。

表2-aと表3-aを比較してみると、次のことが指摘できる。江戸全体では、ほとんど役料高の分布状況に変化はみられない。上の地域では、番組によって増減額の動きが若干みられるものの、ほぼ全体の構成に変化はみられない。中の地域では、3番組で80両以上が文化12年にみられなかったのが弘化2年には2名出てくること、9番組で20両未満が文化12年にみられなかったのが弘化2年に2名出てくること、12番組では全体的に増額の傾向をみせていること、あるいは、80両台・30両台に増減員の動きがみられるなど、個々には動きがみられるものの、

表3-1 弘化2年の場所柄別名主役料高の状況

場所柄	名主番組	名主数 (a)	支配箇所数 (b)	役料高 (c)	名主1人当り 平均役料高 (c/a)	1カ所平均 役料高 (c/b)	名主1人当り平 均支配箇所数 (b/a)
		名	カ所	両	両	両	カ所
上	1	13	88	1,369.466	105.344	15.562	6.8
	2	13	92.5	1,061.836	81.680	11.479	7.1
	4	8	46	660.893	82.612	14.367	5.8
	5	8	43	577.020	72.128	13.419	5.4
	6	9	60	658.733	73.193	10.979	6.7
	7	11	68	857.772	77.979	12.614	6.2
	8	14	61	689.293	49.235	11.300	4.4
	11	10	56	667.927	66.793	11.927	5.6
	小計	86	514.5	6,542.940	76.081	12.717	5.9
中	3	19	93	781.216	41.117	8.400	4.9
	9	13	119	609.504	46.885	5.122	9.2
	12	7	56.5	472.828	67.547	8.369	8.1
	15	20	164	1,051.736	52.587	6.413	8.2
	17	14	121	833.473	59.534	6.888	8.6
	吉原	4	7	259.750	64.938	37.107	1.8
小計	77	560.5	4,008.507	52.059	7.152	7.3	
下	10	13	63	307.805	23.677	4.886	4.8
	13	15	88	540.994	36.066	6.148	5.9
	14	20	139	673.579	33.679	4.846	7.0
	16	6	68	230.640	38.440	3.392	11.3
	18	5	52	213.201	42.640	4.100	10.4
	19	3	16	37.750	12.583	2.359	5.3
	20	12	70	176.218	14.685	2.517	5.8
	21	4	52	82.938	20.735	1.595	13.0
	品川	2	3	20.176	10.088	6.725	1.5
小計	80 (74)	551 (483)	2,283.301 (2,052.661)	28.541 (27.739)	4.144 (4.250)	6.9 (6.5)	
総計	243 (237)	1,626 (1,558)	12,834.748 (12,604.108)	52.818 (53.182)	7.893 (8.090)	6.7 (6.6)	

役料書上6による。なお、()内の数値は16番組を除外した数値である。

全体の分布状況にはあまり変化がみられない。下の地域では、13・14・18番組で顕著なように、20両未満に増額の動きがみられるものの、全体的にはそれほど分布状況に変化はみられない。

表2-1・表3-1を比較してみると次のことが指摘できる。江戸全体では、名主数の若干の減員、支配箇所数の増加によって、名主1人当り平均支配箇所数が増加し、その結果として名主1人当り平均役料高が増額されている。た

だし、それぞれの増加・増額の幅は、中・下の地域が上の地域を上回っている点には注意を払いたい³⁰⁾。また、各地域で1カ所平均役料高が減額していることは、増加した支配箇所が低役料しか出せない零細な町々であったことを示しているであろう。上の地域では、番組毎にさまざまな動きをみせるが、地域全体としては、江戸全体の動きと同様の動きをみせている。中の地域では、3番組で1カ所平均役料高が増額し

表4-a 慶応3年各名主の役料高の場所柄別分布状況

場所柄	名主組番	~150両	~100	~90	~80	~70	~60	~50	~40	~30	~20	~15	~10	~5	~0	計
上	1	4	2	1		2	1	2								12
	2	1	4	1	1		1	1	1							10
	4	2	1		1			1	1		1	1				8
	5			1	1	3	2	1								8
	6		2	2	2		1		1	1						9
	7		2		1	3	2	3								11
	8		1		2	1		2	3	3	3	1	1			14
11				3			2	2	2				1		11	
小計		7	12	5	11	9	9	13	8	4	2	2	1			83
中	3		1			1	4	6	1	2	2	1	1			19
	9		1				2	1	3	3	3					13
	12	2	1			1	2		1							7
	15	2	2			4		1	5		4		1			19
	17		3	2	1		1	2	1	1	1				1	13
吉原				1		2	1								4	
小計		4	8	2	2	6	11	11	11	6	10	1	2		1	75
下	10			3	1	2	1	1	1	2	4	1				10
	13							3	2	1	3					15
	14		1		1				5	4	4		3	1		19
	16															
	18					1		2			1			1		5
	19									1	1			1		3
20										2	1	2	4	2	13	
21										2	1		1		4	
品川										1	1				2	
小計			1	3	2	3	1	6	8	8	20	4	5	8	2	71
総計		11	21	10	15	18	21	30	27	18	32	7	8	8	3	229

役料書上11による。

ていること、13番組で支配箇所数・名主1人当り平均役料高が減少・減額していることを除けば、他の番組あるいは地域全体として、江戸全体の動きと同様の動きをみせている。下の地域では、名主数で21番組が増員していること、支配箇所数で10番組が減少していること、名主1人当り平均支配箇所数で21番組が減少していること、名主1人当り平均役料高で19・21番組が減額されていること、また、特に1カ所平均役料高で14・18・21番組・番外品川が増額されていることを注目しておきたいが、地域全体としては、江戸全体の動きと同様の動きをみせている。

次に、弘化2年から慶応3年に至る名主役料の推移を、表3-a・bと表4-a・bの比較によってみていくことにする。なお、役料書上11には、16番組の役料書上が欠落しているので、表3-a・bでは16番組を除いた小計・総計値

を（ ）内に示し、この数値との比較をすることにした。

表3-aと表4-aを比較してみると、次のことが指摘できる。江戸全体では、役料を増額させていく方向がみられる。しかし、上の地域ではあまり動きがみられない。これに対して、中の地域では全体的に増額の動きが大きく、特に3・12・15番組で大きな動きがみられる。また、下の地域では中の地域同様に増額の動きが大きく、特に10・13・19番組・番外品川で大きな動きがみられる。なお、14番組で慶応3年に80両以上が2名みられる。

表3-b・表4-bを比較すると次のことが指摘できる。江戸全体では、名主数が減員しているが、支配箇所数・役料高は増加・増額し、名主1人当り平均支配箇所数・名主1人当り平均役料高も増加・増額している。また、1カ所

表4—b 慶応3年の場所柄別名主役料高の状況

場所柄	名主番組	名主数 (a)	支配箇所数 (b)	役料高 (c)	名主1人当り 平均役料高 (c/a)	1カ所平均 役料高 (c/b)	名主1人当り 平均支配箇所数 (b/a)
		名	カ所	両	両	両	カ所
上	1	12	91.66	1,496.488	124.707	16.327	7.6
	2	10	86.17	981.878	98.188	11.395	8.6
	4	8	50.17	699.438	87.430	13.941	6.3
	5	8	41	573.676	71.710	13.992	5.1
	6	9	68	730.655	81.184	10.745	7.6
	7	11	66.5	865.739	78.704	13.019	6.0
	8	14	64	693.955	49.568	10.843	4.6
	11	11	56	709.019	64.456	12.661	5.1
	小計	82	523.5	6,750.848	82.327	12.896	6.4
中	3	19	95	973.869	51.256	10.251	5.0
	9	13	119	631.194	48.553	5.304	9.2
	12	7	60	699.098	99.871	11.652	8.6
	15	19	161	1326.256	69.803	8.238	8.5
	17	13	166	920.230	70.787	5.544	12.8
	吉原	4	7	254.750	63.688	36.393	1.8
	小計	75	608	4,805.397	64.072	7.904	8.1
下	10	10	63	361.103	36.110	5.732	6.3
	13	15	88	886.789	59.119	10.077	5.9
	14	19	132.5	726.990	38.263	5.488	7.0
	16						
	18	5	52	207.114	41.423	3.983	10.4
	19	3	16	74.358	24.786	4.647	5.3
	20	13	72	173.855	13.373	2.415	5.5
	21	4	60	84.095	21.024	1.402	15.0
	品川	2	3	37.737	18.869	12.579	1.5
	小計	71	486.5	2,552.041	35.944	5.246	6.9
総計		229	1,618	14,108.286	61.608	8.720	7.1

役料書上11による。

平均役料高の増額もみられる。上の地域では、番組によってさまざまな動きをみせているが、地域全体としては、江戸全体の動きと同様の動きをみせている。なお、1カ所平均役料高の増額の幅はあまり大きくない点には注意したい。中の地域では、名主数が若干減員するが、支配箇所数・役料高は大幅に増加・増額をみせている。また、1カ所当り平均役料高も増額しており、特に3・12・15番組で増額の幅が大きい。さらに、慶応3年には12番組の1カ所当り平均役料高が上の地域の2・6・8番組のそれを上

回っている。その一方で、17番組・番外吉原のそれが1両近く減額している。下の地域では、名主数が減員するが、支配箇所数は若干増加し、役料高は大幅に増額している。また、1カ所当り平均役料高が1両以上増額しており、特に13番組は飛びぬけて増額の幅が大きく、その他に10・19番組・番外品川は増額の幅が大きい。さらに、慶応3年には13番組・番外品川の1カ所当り平均役料高が中の地域の平均値を上回っており、10番組のそれは中の地域の9・17番組のそれを上回っている。その一方で、18・20・21

表5 文化12年～慶応3年の各名主の役料高の増減

場所柄	名主 番組	文化12年～弘化2年の役料の増減				弘化2年～慶応3年の役料高の増減				文化12年～ 慶応3年
		a 増額 (a/d)	b 減額 (b/d)	c 固定 (c/d)	d 弘化2年 名主数	e 増額 (e/h)	f 減額 (f/h)	g 固定 (g/h)	h 慶応3年 名主数	i 固定 (i/h)
上	1	1(7.7)	0	12(92.3)	13	4(33.3)	2(16.7)	6(50.0)	12	6(50.0)
	2	1(7.7)	1(7.7)	8(61.5)	13	3(30.0)	2(20.0)	5(50.0)	10	5(50.0)
	4	0	0	8(100)	8	2(25.0)	0	6(75.0)	8	6(75.0)
	5	1(12.5)	0	7(87.5)	8	2(25.0)	1(12.5)	5(62.5)	8	5(62.5)
	6	2(22.2)	0	6(66.7)	9	1(11.1)	2(22.2)	5(55.6)	9	4(44.4)
	7	2(18.2)	0	8(72.7)	11	3(27.3)	3(27.3)	5(45.4)	11	5(45.4)
	8	1(7.1)	1(7.1)	12(85.8)	14	2(14.3)	0	12(85.7)	14	11(78.6)
	11	0	0	10(100)	10	3(27.3)	0	7(63.6)	11	7(63.6)
	小計	8(9.3)	2(2.3)	71(82.6)	86	20(24.4)	10(12.2)	51(62.2)	82	49(59.8)
中	3	6(31.6)	2(10.5)	10(52.6)	19	12(63.2)	4(21.0)	3(15.8)	19	3(15.8)
	9	2(15.4)	4(30.8)	7(53.8)	13	2(15.4)	2(15.4)	9(69.2)	13	6(46.2)
	12	4(57.1)	0	3(42.9)	7	6(85.7)	1(14.3)	0	7	0
	15	2(10.0)	1(5.0)	16(80.0)	20	16(84.2)	3(15.8)	0	19	0
	17	5(35.7)	0	8(57.1)	14	4(30.8)	1(7.7)	7(53.9)	13	5(38.5)
	吉原	0	4(100)	0	4	1(25.0)	2(50.0)	1(25.0)	4	0
	小計	19(24.7)	11(14.3)	44(57.1)	77	41(54.7)	13(17.3)	20(26.7)	75	14(18.7)
下	10	2(15.4)	2(15.4)	9(69.2)	13	8(80.0)	1(10.0)	1(10.0)	10	1(10.0)
	13	2(13.3)	0	13(86.7)	15	13(86.8)	1(6.6)	1(6.6)	15	1(6.6)
	14	7(35.0)	1(5.0)	12(60.0)	20	6(31.6)	5(26.3)	8(42.1)	19	7(36.8)
	16	1(16.7)	0	5(83.3)	6					
	18	3(60.0)	0	2(40.0)	5	0	1(20.0)	4(80.0)	5	1(20.0)
	19	0	0	3(100)	3	3(100)	0	0	3	0
	20	3(25.0)	1(8.3)	8(66.7)	12	3(23.1)	3(23.1)	6(46.2)	13	4(30.8)
	21	1(25.0)	1(25.0)	0	4	3(75.0)	0	0	4	0
品川	0	0	2(100)	2	2(100)	0	0	2	0	
	小計	19(23.8)	5(6.3)	54(67.5)	80	38(53.5)	11(15.5)	20(28.2)	71	14(19.7)
総計		46(18.9)	18(7.4)	169(69.6)	243	99(43.4)	34(14.9)	91(39.9)	228	77(33.8)

注) 新規に名主が増員した場合もあるので、役料高の増加・減少・固定の合計値と弘化2年・慶応3年の名主数とが一致しないものもある。

番組では逆に減額させている。³²⁾

これまで名主役料の全体的推移をみてきた。文化12年から弘化2年にかけては、それほど大きな動きがみられなかったが、弘化2年から慶応3年にかけては、特に、中・下の地域で増額の動きが大きかったことを指摘しておきたい。そこで次に、個々の名主の役料高の推移をみていくことにしたい。表5は、文化12年から弘化2年をへて慶応3年に至る個々の名主の役料高

の増額・減額・固定の状況を、場所柄別・名主番組毎に名主数で示したものである。増額・減額・固定欄の()内の数値は、文化12年～弘化2年の場合は、弘化2年の名主数に対する比率を、弘化2年～慶応3年・文化12年～慶応3年の場合は、慶応3年の名主数に対する比率を示している。また、本表では同一名主が継続支配している場合と、名主が交替しても支配町がそのまま受け継がれて支配されている場合のみ

を対象とした。

まず、文化12年から弘化2年に至る推移をみていくことにする。江戸全体では、7割近くの名主の役料高が固定（支配箇所数・個々の町の役料高が固定）していることが指摘できる。つまり、この時期は、前述したように全体として名主役料の変動が少なかった時期といえる。特に上の地域では8割強の名主の役料が固定していたことが注目される。その一方で、中の地域では増減率が4割近くあり、名主役料の変動が多

い地域といえる。下の地域では中の地域ほどではないにしても、増減の変動がみられ、特に増額率が減額率に比べ高いことが注目される。

次に、弘化2年から慶応3年に至る推移をみていこう。江戸全体では増額率の高さが注目される一方で、4割近くが固定していたこともみのがせない。上の地域では6割強が固定していたのが注目される。これに対して、中・下の地域では5割を越える増額率がみられる。しかし、中の地域の9・17番組、下の地域の14・18・20

表6 弘化2年～慶応3年の各町各主役料高の増減

場所 柄	名主 番組	増 額			減 額			弘 化 2 年	
		a 増額箇所数 (a/e)	b 増 額 高 (b/f)	c 1カ所当 り増額高 (b/a)	d 減額箇所数 (d/f)	e 1カ所当 り減額高 (d/c)	f 支 配 箇所数	役 料 高	
上	1	カ所 2(2.3)	両 4.741(0.3)	両 2.371	カ所 9(10.2)	両 48.041(3.5)	両 5.338	カ所 88	両 1,369.466
	2	1(1.1)	0.167(0.0)	0.167	1(1.1)	0.500(0.0)	0.500	92.5	1,061.836
	4	0	0	0	7(15.2)	0.498(0.1)	0.071	46	660.893
	5	1(2.3)	0.077(0.0)	0.077	6(14.0)	3.833(0.7)	0.639	43	577.020
	6	1(1.7)	0.101(0.0)	0.101	1(1.7)	1.000(0.2)	1.000	60	658.733
	7	4(5.9)	13.117(1.5)	3.279	6(8.8)	11.599(1.4)	1.933	68	857.772
	8	0	0	0	0	0	0	61	689.293
	11	5(8.9)	12.441(1.9)	2.488	3(5.4)	2.308(0.3)	0.769	56	667.927
	小計	14(2.7)	30.644(0.0)	2.189	33(6.4)	67.779(1.0)	2.054	514.5	6,542.940
	中	3	32(34.4)	217.163(27.8)	6.786	16(17.2)	29.610(3.8)	1.851	93
9		0	0	0	3(2.5)	9.394(1.5)	3.131	119	609.504
12		37(65.5)	171.670(36.3)	4.640	6(10.6)	5.890(1.2)	0.982	56.5	472.828
15		103(62.8)	333.364(31.7)	3.237	29(17.7)	16.963(1.6)	0.585	164	1,051.736
17		20(16.5)	57.753(6.9)	2.888	5(4.1)	1.501(0.2)	0.300	121	833.473
吉原		1(14.3)	3.000(1.2)	3.000	2(28.6)	8.000(3.1)	4.000	7	259.750
小計	193(34.4)	782.950(19.5)	4.057	61(10.9)	71.358(1.8)	1.170	560.5	4,008.507	
下	10	28(44.4)	57.446(18.7)	2.052	19(30.2)	24.497(8.0)	1.289	63	307.805
	13	56(63.6)	350.061(64.7)	6.251	8(9.1)	8.979(1.7)	1.122	88	540.994
	14	43(30.9)	94.578(14.0)	2.199	26(18.7)	69.328(10.3)	2.666	139	673.579
	18	0	0	0	1(1.9)	0.101(0.0)	0.101	52	213.201
	19	12(75.0)	37.374(99.0)	3.115	2(12.5)	0.765(2.0)	0.383	16	37.750
	20	11(15.7)	4.716(2.7)	0.429	13(18.6)	4.171(2.4)	0.321	70	176.218
	21	39(75.0)	22.719(27.4)	0.583	7(13.5)	10.856(13.1)	1.551	52	82.938
	品川	3(100)	17.561(87.0)	5.854	0	0	0	3	20.176
小計	192(39.8)	584.455(28.5)	3.044	76(15.7)	118.697(5.8)	1.561	483	2,052.661	
総 計	399(25.6)	1,398.049(11.1)	3.504	170(10.9)	257.834(2.0)	1.517	1,558	12,604.108	

注) 16番組は記載がないため除外した。

番組の固定率の高さも注目されよう。

また、文化12年から慶応3年に至るまで役料高が固定していた名主が、上の地域で6割近くいたのが注意をひく。中の地域の9・17番組、下の地域の14・20番組も固定率は高いが、全体としては、中・下の地域の固定率は低かった。

これまでみてきた個々の名主の役料高の変動は、次の2つの要因によっている。(1)支配箇所数の増減や支配町の変更(高額役料の町から低額役料の町への支配替等)によるもの、(2)個々の町の役料高の増減によるものである。

文化12年から弘化2年の個々の名主の役料高の変動は、例外を除けば、基本的に支配箇所数の変動や支配町の変更によるものであって、個々の町の役料高の変動(町の経済力の変動)によるものではなかった。そして、役料書上1~11を比較検討してみると、文久期までは、基本的に個々の町の役料高に変動はなかったと思われる。しかし、役料書上8・9が何をもとにしたものであるかはっきりしないので、文久期まで個々の町の役料高に変動がなかったということは一応留保しておきたい。少なくとも、嘉永2年(1849、役料書上7)までは個々の町の役料高に変動がなかったことは指摘できる。

これに対して、弘化2年から慶応3年の名主役料高の推移は、個々の町の役料高の変動によるところも大きいので、次に弘化2年から慶応3年に個々の町で、役料高に増減のあった町々についてみていくことにする。表6は、弘化2年から慶応3年に役料高を変化させた町々の箇所数と増減額を、場所柄別・名主番組毎に整理したものである。なお、()内は弘化2年の支配箇所数・役料高に対する比率である。

江戸全体では、増減箇所数で3割半を越えるが、増減率は1割強程である。上の地域では増減箇所数・額ともに低い比率で、個々の町の役料高の増減がほとんどなかったことを示している。中の地域では、減率は低いですが、増率は2割弱を示している。特に、3・12・15番組の比率の高さが注目される。また、当然のことながら個々の名主の役料高の固定率の高かった9・17番組

に加えて番外吉原が、中の地域にあっては異様に増率が低い。下の地域では、中の地域同様に減率は低いですが、増率は3割近くを示している。特に13・19番組・番外品川の増率の高さが注目される。また、中の地域と同様に固定率の高かった14・20番組に加えて、18番組の増率は低い。なお、10・21番組は増率は低いですが、増額箇所数の比率は高い。

これまで述べてきたことを、特に弘化2年から慶応3年の名主役料の変動に注目して整理しておく、次の通りである。上の地域では名主役料にあまり変動がみられず、安定的であったとみられる。これに対し、中・下の地域では名主役料の変動、特に増額の動きが大きいところ(中の地域では3・12・15番組、下の地域では10・13・19・21番組・番外品川)と、ほとんど変動のみられないところ(中の地域では9・17番組・番外吉原、下の地域では14・18・20番組)とがあった。

Ⅲ 個別町における名主役料増減の要因

名主役料の個々の町レベルにおける変動は、いかなる要因によってもたらされたのであろうか。この点を、時期は少しズレるが、「町会所一件書留」に寛政~文政期の増役料願が6件収録されているので、それをみながら考えていくことにしたい。なお、増役料願は、支配町々の居付地主惣代・家守惣代か、月行事・五人組が連署し、肝煎名主が奥書・奥印する形式で、宛先は町会所になっている。

寛政4年(1792)10月18番組名主勝田治郎助(場所柄下)³³⁾の場合は次の通りである。亀戸町・清水町の増役料願によると、「私共町内之儀古来者殊之外困窮之場所ニ而、名主役料過分難差出」いので、両町の酒屋2軒に独占権を与えるかわりに、名主役料を1カ年6両宛差出させてきたが、「酒屋共商ひ薄ク罷成」ったため寛政2年にこれを廃止した。また、この6両以外に、これまで両町からは役料として1カ年銭14貫750文宛を差出してきた。しかし、2軒の酒屋の出金が停止してしまうと、「一駄役金少分

表7 役料書上に助金記載のある名主

場所柄	番組	～90 両	～60	～40	～20	～10	～0	計
上	2		1					1
	6	1						1
	11		2		1			3
中	3				2	1		3
下	18						1	1
合計		1	3	0	3	1	1	9

之上 = 候間、暮方難儀之趣」であるので、酒屋の出金してきた6両のうち、亀戸町から4両3分、清水町から1両1分出金して埋め合わせたいというものであった。そして、その理由として、「町内之儀も古来之趣 = も無之候間、難儀之筋 = も無御座候」としている点には注目しておきたい。亀戸境町については、「私共町内之儀場末 = 而、前々者百姓町屋同様 = 有之候 = 付、名主役料無之」く、7カ年以前から歳暮として1カ年金1分を差出してきた。ところが「名主治郎助儀外支配仕候町々も至而少分 = 而暮方差支候趣」なので、上記の歳暮に金2分を加えて、金3分を「名主方筆墨紙入用共打混 = 仕、右之通之役料 = 相定差出」したいというものであった。深川松代町3・4丁目については、安永3年(1774)に月行事持から名主治郎助支配に移ったとき、「役料高先少分 = 相極、追而相増可申」しとして、1カ年銭7貫500文宛を役料として差出してきたのを、これに1両を増額したいというものであった。

こうした増役料願を、町会所掛役人は基本的には承認しつつも、「増役料致遣し候者地主共心入 = 有之、年数相立候已後何れ前々々取来候趣 = 致、又々合力等申懸候もの杯も可有哉」という危惧を指摘し、「末々増遣し候姿残り有之方可然」として、前年11月の「外名主共口々役金増願之節」の先例にならって、増額分を「手当金」という名目で同年12月に認めた。この「手当金」は、役料書上では「助金」という名目で計上されており、治郎助の他に8名みられ、それを表7に整理して示しておいた。このよう

に増役料願を認めるにあたって示された町会所掛役人の慎重な態度は、名主と支配町々との矛盾を回避しようとするものであったが、後述する例にもみられるように、名主と支配町々との相対の増役料は、名主と支配町々との間に矛盾を生じさせていつている。³⁴⁾

いずれにしても、勝田治郎助への増役料願の背景には、何らかの形で町の経済力の上昇があったことを留意しておきたい。

寛政12年(1800)閏4月7番組名主神谷甚七(場所柄上)³⁵⁾の場合は次の通りである。甚七の先代の時は役料70両であったが、甚七が名主に就任したとき、居宅が類焼していたので、支配町内で助力して再建し、「其外万端引受世話仕」った。また、その当時は「厄介等も無之」ったので、役料を50両に減額した。しかし、「其後厄介も出来(中略)甚七勤中類焼致并先代々之旧借等 = 而暮方難儀見兼候」として、もと通り70両にしたいというものであった。この増役料願は同年12月に認められているが、増役料願としては特殊な例といえそうである。

文化14年(1817)7月18番組名主伊東伴右衛門(場所柄下)³⁶⁾の場合は次の通りである。伴右衛門は「少役料 = 而者勤兼候」という状態なので、柳島町・出村町・横川町・境町の4カ町の役料が金1両2分2朱・銭2貫511文、同所裏町は無役料であったのを、5カ町で金9両3分・銀3匁・銭31貫200文に増額³⁷⁾したいというもので、同月中に認められている。なお、増役料願の末尾には増役料をしても、七分積金は従来通り差出す旨が記されている。

同年8月16番組名主荒井一郎助(場所柄下)³⁸⁾の場合は次の通りである。増役料の理由は、「私共町内之儀者先年々地低之場所 = 而、沼地等 = 而住居仕候者も無之明地 = 有之」という状態であったのが、「追々右地低之場所埋立候 = 付、年々町内家作も相増、地代店賃上り高も相増」しており、名主一郎助の「役用其外筆墨紙等之費も相増」したが、「場末 = 而一鉢役料少分」なので、三笠町1・2丁目・同北側の3カ町で筆墨料として年1両を、長岡町1・2丁目の

2カ町で同じく4両を、合計5両の増役料を願出たものであった。しかし、町会所掛役人の調査の結果、これはそれまで一郎助が支配5カ町から合力として受けとってきた金額を、内々に支配町々の一部の家主と相談して、正式に役料高の中に入れてしまおうとしたものであったことが判明した。そこで、この増役料願は「町内一同納得之上申上候趣 = も無之候」として却下された。

文政4年(1821)9月15番組名主堀江万之助(場所柄中)³⁹⁾の場合は次の通りである。万之助支配の赤坂新町3丁目之内常浚屋敷・青山善光寺門前町屋・赤坂田町5丁目之内御用達町人今津仁兵衛・田中源三郎拝領町屋敷の3カ所は、「先年者惣辨明地多有之、役料与申立候程之義 = 茂無之」くて、筆墨料としてそれぞれ1カ年金2分宛を徴収してきたが、「年 = 寄上り高不足 = 付、断申聞候義茂有之、駈与取極 = 不相成」という状態であったが、享和3年(1803)に3カ所と対談の上で、筆墨料として1カ年金3分宛に増願した。しかし、「追々家作等茂建増、近来者明地等茂無之、裏地迄茂惣辨建詰」とか、「其後追々家作出来町並 = 相成、当時建揃候」という状況になり、「一統上り高茂相増」したので、3カ所の地主と対談の上で、文政5年5月から、赤坂田町5丁目御用達今津仁兵衛・田中源三郎拝領町屋敷は4両、赤坂新町3丁目常浚屋敷は5両、青山善光寺門前町屋は4両の役料を差出すことになった。これを正式に認めてほしいというものであった。この増役料願は同年10月に認められている。なお、この増役料願は名主万之助自身が願出ている点が他と異なっている。また、万之助のこの3カ所以外の支配町の役料高は70両1分2朱余であった。

一郎助や万之助の例からすると、増役料は名主と支配町々との相対で決められ徴収できたと考えられるが、名主にとっては、それを安定的に徴収するためには、幕府(町会所)に公認⁴⁰⁾してもらう必要があったのであろう。

文政12年(1829)3月1番組名主木村定次郎(場所柄上)⁴¹⁾の場合は次の通りである。定次郎

支配の野島屋敷続呉服師後藤縫殿助拝借地は小間39間であったところ、この内小間27間が縫殿助拝領町屋敷添地となった。残りの小間12間は従来通りである。そして、従来拝借地小間39間で役料1カ月銀20匁宛差出していたのを、今後は添地の方が月に金1分2朱宛、拝借地の方が金2朱宛、合計銀30匁宛を縫殿助から定次郎に渡したいというものであった。これはそのまま認められている。

以上の6件の増役料願の検討によって、次のことが指摘できる。上の地域では、増役料の理由は、名主と町との個別の理由によるものか、地目の変更にとまらぬものであって、町そのものの経済的変動によるものではなかったといえる。上の地域の増役料願の例は、増役料の例としてはむしろ特殊な例といえよう。

これに対して、中・下の地域での例が、増役料の例としては本来的なものであったと考えられる。つまり、従来明地・明店の多かった場所が、家屋の密集にとまらぬ地代店賃上り高が上昇したことが増役料の理由となっている。

要するに、名主役料の個々の町レベルにおける増減は、特殊な例を除けば、町内部の市街地化の状況と、その結果としてもたらされる町の経済力の変動にとまらぬものであったことが指摘できるのである。

おわりに

役料書上等の限定された史料を利用して、江戸の地域構造とその変容過程をみてきたので、不十分な点も多々あるが、本稿を終えるにあたって、これまで述べてきたことを整理し、今後の課題を提示しておくことにする。

文政9年(1826)の記録にみられた、小間当り町入用額の大小によって江戸町方を上・中・下の3地域に区分した地域区分は、中・下の地域に上昇の動きがみられたものの、全体としては、上・中・下の序列が逆転することはなく、幕末に至るまで維持されていった。しかし、その一方では、中・下の地域の一部には、幕末期に上位のランクと同等、あるいはそれを上回る場

所も出てきていることが注目される。そして、幕府が幕末期にみられた各地域内部における経済的上昇の状況を把握し、上・中・下の地域区分を再編成していったかどうかが問題となろう。現在のところこの点を明らかにしえない。

上の地域においては、早くから高密度の市街地化が進展しており、それが限界に達していたものと考えられる。これが名主役料の固定化状況をもたらしたのであろう。しかし、名主役料の固定化状況を上の地域における経済的停滞状況とみるよりも、高い富裕度を誇る地主たちに支えられて高額役料を幕末に至るまで維持しえたことに注目すべきであろう。

中・下の地域においては、幕末期に高密度の市街地化の進展によって町の経済力が上昇していく、浅草・外神田・本郷・湯島・下谷・上野・池之端・小日向・牛込・鮫ヶ橋・麴町・市谷・四谷・赤坂・渋谷・麻布・青山・高輪・芝二本榎・下高輪辺の地域と、上の地域と同様に固定化状況を示す、芝金杉・三田・飯倉・高田・千駄ヶ谷・雑司ヶ谷・小石川・駒込・巢鴨・谷中・本所・深川・新吉原辺の地域に分かれてくる。

中・下の地域において固定化状況を示す地域の中でも、上の地域と同様に早くから高密度の市街地化がはかられ限界に達していた地域（深川・新吉原等）と、何らかの阻止的要因によって高密度の市街地化を達成しえなかった地域に分けて考えていく必要があるだろう。

その一方で、中・下の地域で、幕末期に高密度の市街地化を進展させていった地域では、何が吸引力となって高密度の市街地化が進展していったのであろうか。

江戸の町方人口は、享保期以降50万人台を上下しつつ横ばい状態を示していた。このことからすると、江戸以外の地域から大量に流入人口があって、高密度の市街地化がはかられたとは考えにくい。また、農村部と接続する場末の地域では、周辺農村との結びつきが弱く、生産・流通上の核となる存在がほとんどなく、むしろ銭両替・人宿等の住民生活の維持と労働力の販売と⁴³⁾にかかわる存在が大きかったという指摘もある。

つまり、高密度の市街化の進展は、その地域における商工業上の発展の結果とは考えられないのである。以上の点を考慮すると、中・下の地域内部で高密度の市街地化を進展させた要因は、江戸内部における町方住民の居住形態の変化として考えていかざるをえない。つまり、中心地域から周辺地域への人口移動が推定できるのである。そしてこれをもたらした要因として、小盛り場の成立や、通勤圏とまでいなくてもそれに近い形のものが出現してきたことが想定できる。こうした点についての具体的検討は今後⁴⁴⁾に期すことにしたい。

以上多くの課題を今後に残さざるをえないが、巨大都市江戸は均質な構造をもつ町の集合体として存在していたのではなく、各地域でさまざまな構造をもつ町々が存在し、それが有機的に結びついて巨大都市江戸を形成しており、また、各地域でそれらの町々がさまざまな動きを示していたことを最後に確認しておきたい。

（早稲田大学大学院）

〔注〕

- 1) 江戸における公役・町役負担の基本単位で、原則的には1小間=20坪になっていた。
- 2) 町々の中には、名主を「町内江抱置候者同前」に考え、役料を「給金給分杯と唱」えているところもあった。これに対し名主側は、これでは「御下知を以取計候儀万事届兼」とし、「役金と申候と、給金と申へ、少之名目違候事」としている。また、町奉行は、名主は「御公儀様より被仰付」たものであって、「町方の方共=名主、支配の請候は役金と申儀=而、給金とハ申間敷儀」であるとしている（日本学術振興会版『正宝事録』2328号）。
- 3) 正井泰夫「2万分の1『江戸の都市的土地利用図』(『地図』13-1, 1975)・松本四郎『日本近世都市論』(東京大学出版会, 1983)・竹内誠「江戸の地域構造と住民意識」(豊田武・原田伴彦・矢守一彦編『講座・日本の封建都市』第2巻, 文一総合出版, 1983)等。
- 4) 「名主代替組合持月行事持場所取調」・「町入用書上」・「町会所一件書留」(国立国会図書館所蔵旧幕府引継書)等。
- 5) 「町会所一件書留」38分冊1-9, 「町御奉行

- 年表・市中名主役料附」(神宮文庫所蔵)。
- 6) 「町会所一件書留」46-3・「名主役料高」(東京都公文書館所蔵)。なお、役料高の増減についても町会所に届出ることになっていたが、文化14年(1817)以降は町年寄にも届出ることになった(「町会所一件書留」52分冊2-16)。
- 7) 北島正元「近世都市の社会問題」(東京都立大学都市研究会編『都市構造と都市問題』東京大学出版会, 1968)。
- 8) 「慶応三卯年珍説記」2(国学院大学図書館所蔵)慶応3年11月13日の条。
- 9) 「江戸町鑑」については、加藤貴「江戸町鑑」(『民衆史研究』24, 1983)参照のこと。なお、役料書上は年次の記載のないものや、標記の年次と内容とが異なるものもあるので、年代確定が、史料として利用する場合の前提作業として重要である。
- 10) 国立公文書館内閣文庫所蔵。注36)参照。
- 11) 「町会所金貸附覚」(旧幕府引継書)に収録されている。
- 12) 「町御奉行年表・市中名主役料附」(神宮文庫所蔵)に収録されている。なお、内題には、「江戸名主役料留」とある。
- 13) 東京都公文書館所蔵。なお、本書は小石川白山前の名主衣笠家に伝来したものを、東京市史編纂のために筆写したものである。
- 14) 東京大学法学部法制史資料室所蔵。
- 15) 東京都, 1969。
- 16) 深川の名主熊井理左衛門が編纂したといわれる「重宝録」10(『東京市史稿』市街篇第42, 662~862頁)に収録されている。
- 17) 東京市史編纂のために明治14年(1881)12月に編纂された『東京府文献叢書』乙集第2冊(東京都公文書館所蔵)に収録されている。なお、内題には「江戸総名主役料附」とある。
- 18) 「江戸町鑑」(東京都立中央図書館所蔵)の巻末に収録されている。
- 19) 注17)と同じ。なお、『東京府文献叢書』の編者は、本書を安政2年(1855)のものとしているが、本書の年次は本文で指摘した通りである。
- 20) 旧幕府引継書。
- 21) 『講武所』(東京市史外篇第3)東京市役所, 1930, 29頁。
- 22) 吉原健一郎「町年寄」(西山松之助編『江戸町人の研究』第4巻, 吉川弘文館, 1975)260頁。
- 23) 「町会所一件書留」1分冊1-4。
- 24) 同上書38分冊2-12。
- 25) 同上書19-20。
- 26) 幸田成友「江戸の市制」(『幸田成友著作集』第2巻, 中央公論社, 1972)230頁・野村兼太郎『江戸』至文堂, 1966, 91頁。
- 27) 「撰要永久録」(『東京市史稿』市街篇第36)438~446頁。
- 28) 同上(同上書第43)351~355頁。
- 29) 役料書上に記載された役料高には疑問の残るものもあるが、あきらかに誤記の場合を除いて、すべて書上の数値に従うことにした。また、町数についても同様である。なお、組合持の分も名主1名分として計算した。
- 30) 支配箇所数の増加が、月行事持の町が名主支配に編入された結果か、新町起立の結果か、あるいはその両者によるものかは、今後の課題としておきたい。
- 31) 13番組・番外品川の1カ所平均役料は、文化12年・弘化2年においても、中の地域の9番組のそれを上回っていた。
- 32) 特に本文中で指摘しなかったが、中の地域にあって新吉原が特異な数値を示していることは、新吉原の特殊性からくるものであろう。
- 33) 「町会所一件書留」3-21。
- 34) 増役料をめぐる問題点については、加藤貴「寛政期江戸名主の経済状況」(日本史攷究会編『日本史攷究』文献出版, 1981)・同「江戸町会所と捨訴・張訴」(『民衆史研究会・会報』17, 1981)を参照されたい。
- 35) 「町会所一件書留」18-27。
- 36) 同上書52分冊1-15。
- 37) 役料書上1(文化12年)には、増額された額が記されており、本文で指摘したように役料書上1には文化12年以降の記事が含まれているのである。
- 38) 「町会所一件書留」53-29。
- 39) 同上書60分冊1-11。
- 40) 町会所金の名主への貸付基準が役料高によっていたので、それとも関係するのかもしれない。
- 41) 「町会所一件書留」75-8。
- 42) 幸田成友「江戸の町人の人口」(『幸田成友著作集』第2巻, 中央公論社, 1972)。
- 43) 松本四郎『日本近世都市論』東京大学出版会, 1983, 251~265頁。

The Regional Structure of Edo City Analysed from the
Tax Collected by the Heads of the Neighbourhood Communities

Takashi Kato

In the Edo period, *nanushi* was a term corresponding to the head of the village in rural areas and the head of the neighbourhood community in urban areas. In the city of Edo, *nanushi*, except for a small number of privileged individuals who were also merchants, lived exclusively on the tax (*yakuryo*) they collected from the area under their administration. The author analyses trends in changing amounts of *yakuryo* collected from the three main categories of neighbourhoods in the townsmen's (as distinguished from the warrior caste's) district, that is, upper class neighbourhoods, intermediate class neighbourhoods and lower class neighbourhoods, based on the *yakuryo* records for Edo in the nineteenth century. In the period between 1815 and 1845, though there were some trends towards increase in the amounts of *yakuryo* levied on the intermediate and lower class neighbourhoods, in Edo as a whole the amounts of *yakuryo* were comparatively stable. In the following period from 1845 to 1867, the *yakuryo* remained unchanged for upper class neighbourhoods. But, where the intermediate and lower class neighbourhoods were concerned, as a result of urbanisation and the densification of population, the process of diversification resulted in neighbourhoods where *yakuryo* remained stable and neighbourhoods where *yakuryo* increased. The system of classification into three categories of neighbourhoods was generally maintained until the end of the Tokugawa period; but some neighbourhoods which formerly belonged to the intermediate or lower class came to have to pay the same amount of *yakuryo* as upper class neighbourhoods, or, in some cases, an even larger amount.